

(案)

資料 2

滋 下 水 審 第 号
令和7年(2025 年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会
会長 松井 三郎

琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥処理方法の基本方針について(答申)

令和5年(2023 年)1月 23 日付け滋下水第9号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

東北部浄化センターにおける汚泥処理方法について、処理の安定性、環境への配慮、事業費といった複数の視点から総合的な審議を行った。その結果、東北部浄化センターの汚泥処理方法として、焼却が相応しいものと結論付ける。

審議の過程において、脱水機を改築することで、効率的な焼却が可能となることが明らかとなったことから、焼却炉の更新に併せて更新予定であった B-2、A 系の脱水送泥を一体として建設し、維持管理において、既設の B-1 系脱水送泥も対象とすることで、汚泥の性状管理を含む効率的な焼却の運用とされたい。

なお、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととされていることから、焼却して生成される燃焼灰について、現状では販路等の課題があるものの、今後の技術改良や社会情勢の変化に応じて肥料としての活用ができるよう努めることとされたい。また、社会貢献への取組みとして、経済性や地域資源への貢献を評価対象としたが、障害者雇用や福祉連携などへの貢献も検討されたい。